

令和6年度和歌山県認知度調査等業務委託に係る実施要領

※企画提案書を提出する事業者は必ず「入札参加申込書」を提出して下さい。「入札参加申込書」を提出しなかった事業者の企画提案書は受付できません。

1 概要

(1) 業務名

令和6年度和歌山県認知度調査等業務

(2) 対象市場

台湾、シンガポール

(3) 業務概要

和歌山県のインバウンド重点国である台湾、シンガポールを対象に、今後のインバウンドマーケティング戦略の構築、また継続した施策の効果測定をはかることを目的に、台湾、シンガポールの現地在住者（現地国籍の方）を対象にした、和歌山県および和歌山県内のスポットや観光素材などの認知度について調査を行う。加えて、調査結果に基づいた、インバウンドマーケティング戦略の提案を行う。

(4) 見積もり限度額

2,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 契約予定期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領により、入札参加資格停止措置を受けている期間中である者又は同要領に定める入札参加資格停止要件に該当しないこと。
- (4) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

- (5) 和歌山県が徴するすべての県税（個人県民税を除く）並びに消費税及び地方消費税について未納がない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

3 連絡先及び提出先

- ・担当課：和歌山県地域振興部観光局観光交流課
- ・担当者：森永
- ・住所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- ・電話：073-441-2789
- ・FAX：073-427-1523
- ・Email：e1005001@pref.wakayama.lg.jp

4 スケジュール

項目	日程
企画提案書作成に係る質問受付	令和7年1月15日(水) ～令和7年1月23日(木)17時まで
入札参加申込書提出期限	令和7年1月28日(火)17時まで
企画提案書の受付期間	令和7年1月31日(金)17時まで
選定委員会	令和7年2月3日(月)（予定）
選定結果の通知・公表	選定委員会で委託候補者選定後速やかに
契約締結の予定日	令和7年2月初旬（予定）

5 入札参加申込書提出期限

- (1) 申込期限：令和7年1月28日（火）17時まで
- (2) 申込方法：「入札参加申込書」（様式1）をFAX又は電子メールで「3連絡先及び提出先」に記載する連絡先まで提出すること
※提出後、入札参加申込書が届いたことの確認を必ず行うこと

6 企画提案書作成に係る質問について

- (1) 質問期限：令和7年1月15日（月）～1月23日（水）17時まで
- (2) 質問方法：「質問票」（様式2）をFAX又は電子メールで「3 連絡先及び提出先」に記載する連絡先まで提出すること
※提出後、質問票が届いたことの確認を必ず行うこと
- (3) 質問回答：随時、観光交流課ホームページへの掲載により公表

7 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

- ア 企画提案申請書（様式3）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 誓約書（様式4）
- エ 見積書（任意様式）
- オ 提案者の概要が分かるもの（会社案内等）
- カ 本事業に関連する実績が分かるもの（契約書の写し等）
- キ 法人登記事項証明書
- ク 印鑑登録証明書
- ケ 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類
- コ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3か月以内のもの）
- サ 県内事業者については、和歌山県が徴収するすべての県税に未納がない旨の証明書（提出日において発行の日から3か月以内のもの）

(2) 提出部数

- (1) イ企画提案書及びエ見積書…6部（正本1部、副本5部）
- (1) イ及びエ以外の書類…1部

(3) 受付

- ア 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）

ただし、(1) イ企画提案書及び(1) エ見積書は、電子メールでも提出すること。ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスを利用する際に要するURLの提供を「3 連絡先及び提出先」に電子メールで依頼すること。なお、期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。

※提出後、書類が届いたことの確認を必ず行うこと

- イ 提出期間：令和7年1月31日（金）17時まで
- (4) 企画提案書作成にあたっての要件
 - ア 台湾の有効回答数は300人以上、シンガポールの有効回答数は200人以上とすること
 - イ 調査方法はインターネット調査（登録モニターを対象としたスクリーニング（モニター選別）により対象者を選定の上、調査を実施する）とすること
 - ウ 調査項目は10問程度とすること
- (5) その他
 - ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
 - イ 企画提案書等は提案者に無断で使用しない。
 - ウ 提案のあった企画提案書等は返却しない。
 - エ 責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

8 企画審査

- (1) 選定方法
 - 選定は、和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。なお、契約候補者の選定にあたっては、選定項目に基づき、企画提案書の内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、契約候補者を選定する。
- (2) 選定委員会
 - 書面審査のみとする。
- (3) 評価項目及び評価内容
 - 提案いただいた事業内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。なお、選定委員会において必要と認める選定項目を追加する場合がある。
 - ア 的確性：
事業の趣旨を的確に理解し、業務仕様書の要件を満たした適切な提案内容となっているか。
 - イ 企画性：
業務を実施するにあたり、目的を達するための効果的で独自の方策が提案されているか。
 - ウ 実効性：
業務を行うために必要なノウハウや実績があるか。また適切な実施体制、スケジュールが提案されているか。
 - エ 経済合理性：
見積額及び積算内訳・根拠は適当か。また費用対効果の観点から積算内容は適切かつ効率的であるか。
- (4) 契約候補者の選定について

各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち最高評価点の提案者1者を契約候補者とする。

- (5) 提案者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、評価点の合計が、満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

- (6) 評価点数が同点の場合

「イ 企画性」の評価点が高い事業者を選定する。「イ 企画性」が同点の場合は、以下順にア、ウ、エ評価点を比較し、点数が最も高い事業者を選定する。

上記においても評価点が高同点であった場合、選定委員の合議により契約候補者を選定する。

- (7) 選定結果の通知

選定結果は、選定後、速やかに参加者に通知する。

- (8) 選定結果の公表方法及び内容

選定結果は、選定後、速やかに和歌山県観光交流課のホームページにて次の内容を公表する。

ア 全提案者の評価点

イ 契約候補者の名称及び評価点

ウ 契約候補者の選定理由

9 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「2 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合
(2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
(3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
(4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
(5) 提案者に次の行為があった場合

ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと

ウ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

10 契約の締結

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

1 1 その他

- (1) 企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 選定された場合には県担当課と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (3) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。
- (4) 提出された企画提案書は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となること。
- (5) 本契約により製作された成果物の著作権は和歌山県に帰属すること。